

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）」 についてのお知らせ

このたび、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯等への負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、次のとおり給付金を支給します。

支給対象者

町民税均等割が非課税で、平成15年4月2日以降に生まれたお子さん（平成13年4月2日以降に生まれた特別児童扶養手当の対象児童になっているお子さん）を養育している方で、以下の所得要件のいずれかに該当する方であり、かつ以下の養育要件のいずれかに該当する方。

※「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給を受けた方は、本給付金の対象外です。

※「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の支給を受けていない方で、本給付金の対象となる場合もありますので、ご相談ください。

・所得要件

①令和3年度の町民税均等割が「非課税」の方。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなどの理由により、令和3年中の収入が町民税均等割り非課税世帯と同じ水準となっていると認められる方。

・養育要件

ア 令和3年4月分の児童手当受給者（公務員以外）

イ 令和3年4月分の児童手当受給者（公務員）

ウ 令和3年4月分の特別児童扶養手当受給者

エ 新規児童手当受給者（公務員以外）

※令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当について、出生により新規または増額の申請を行い、認定を受けた方。

オ 新規児童手当受給者（公務員）

※令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当について、出生により新規または増額の申請を行い、認定を受けた方。

カ 新規特別児童扶養手当受給者

※令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当について、新規または増額の申請を行い、認定を受けた方。

キ その他の対象児童の養育者

※上記ア～カには該当しないが、令和3年3月31日時点で、その他の対象児童（平成15年4月2日から平成18年4月1日までの児童）を養育している方。

給付額

対象児童1人あたり一律5万円

申請手続き

1. 所得要件①に該当し、養育要件のア・ウのいずれかに該当する方→申請不要です

令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当を支給している口座へ令和3年7月15日に振り込んでいます。